

別表第1

入札参加資格の区分	許可を受けていることが必要な建設工事の種類
土木一式工事	土木一式工事
プレストレストコンクリート工事	土木一式工事
建築一式工事	建築一式工事
大工工事	大工工事
左官工事	左官工事
とび・土工・コンクリート工事	とび・土工・コンクリート工事
法面処理工事	とび・土工・コンクリート工事
石工事	石工事
屋根工事	屋根工事
電気工事	電気工事
管工事	管工事
タイル・れんが・ブロック工事	タイル・れんが・ブロック工事
鋼構造物工事	鋼構造物工事
鋼橋上部工事	鋼構造物工事
鉄筋工事	鉄筋工事
舗装工事	舗装工事
しゅんせつ工事	しゅんせつ工事
板金工事	板金工事
ガラス工事	ガラス工事
塗装工事	塗装工事
防水工事	防水工事
内装仕上工事	内装仕上工事
機械器具設置工事	機械器具設置工事
熱絶縁工事	熱絶縁工事
電気通信工事	電気通信工事
造園工事	造園工事
さく井工事	さく井工事
建具工事	建具工事
水道施設工事	水道施設工事
消防施設工事	消防施設工事
清掃施設工事	清掃施設工事
解体工事	解体工事

別表第2（当初申請：電子申請）

資格審査申請に係る提出書類		提出先の区分	
		広島県	町
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）		○
2	送信完了 兼 受付票	○	○
3	建設業許可申請書の写し（直近に申請した受付印のある「建設業法施行規則に定める別記様式第1号及び別表の写し」を更新手続き中の場合のみ提出すること）	△	
4	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。）（写し不可） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要はない。	△	
5	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し（納税地を管轄する税務署で取得すること）	○	
6	委任状（代表取締役から支店長などに対する委任事項を証したもの）		△
7	使用印鑑届		○

注1 ○印は、提出が必須なものを示し、△印は、該当する場合に提出が必要なものを示す。

注2 電子申請において、申請先自治体で共通する添付書類については、広島県へ一括送付すること。

注3 町への提出書類は、第3（1）ウに記載する専用サイトにアップロードして提出すること。この場合、書面での提出は不要とする。

注4 第2項に定める書類については、広島県内自治体における納税義務の状況を記載したうえで、提出すること。

注5 第4項、第5項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものであること。なお、第5項に定める書類については、電子申請において電子納税証明書に代えて提出することができる。

別表第3（当初申請：窓口申請）

資格審査申請に係る提出書類		様式番号	提出先
			町
1	一般競争（指名競争）入札参加資格審査申請書（建設工事）	様式第1号	○
2	法第3条第1項の規定により許可されていることを証する書面の写し	—	○
3	国土交通大臣又は都道府県知事が発行した経営事項審査の建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号。）第21条の4の総合評定値通知書の写し。ただし、平成29年4月1日以降に審査基準日が到来したもので最新のものとする。 ※「雇用保険加入の有無」、「健康保険加入の有無」、「厚生年金保険加入の有無」の欄のいずれかが「無」となっている場合は、別途保険への加入が確認できる書類が必要。	—	○
4	北広島町税について滞納がないことを証する書面（未納額がある場合はその理由を記載したもの。）（写し不可） ※北広島町に営業所等がない等のため、北広島町に税金を納める必要のない場合は必要はない。	—	△
5	国税通則法施行規則（昭和37年大蔵省令第28号）別紙第9号その3、その3の2、その3の3による納税証明書（消費税及び地方消費税に係るもの）又はその写し（納税地を管轄する税務署で取得すること）	—	○
6	営業所一覧表	様式第2号	○
7	委任状（代表取締役から支店長などに対する委任事項を証したもの）	様式第3号	△
8	登記事項証明書（商業登記簿謄本）の写し	—	○
9	使用印鑑届	様式第4号	○

注1 ○印は、提出が必須なものを示し、△印は、該当する場合に提出が必要なものを示す。

注2 第4項、第5項及び第8項に定める書類については、資格審査申請書等を提出する日の3か月前の日以降に発行されたものであること。